

「茨城県国土強靱化計画」改定の概要

朱書き箇所：改定箇所

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 策定趣旨

- 東日本大震災等の自然災害から得られた教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くしなやかないばきづくりを推進
- 令和元年東日本台風等**を踏まえた減災対策を一体的・計画的に進める

2 位置付け

- 基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定
- 県総合計画と整合。また、国土強靱化の関連部分において、様々な分野の計画等の指針となるもの
- 県まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携して、限りある資源の有効活用を図るもの

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的考え方

1 基本理念

- 強く、しなやかないばきづくり
- 首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実

2 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設の被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 計画の対象とする災害

- 大規模自然災害全般を想定（地震、津波、風水害等）

4 特に配慮すべき事項

- 社会構造の変化への対応等
 - ・「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
 - ・関係団体との連携体制の構築
 - ・急激に進むインフラの老朽化への対応
 - ・人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 効果的な施策の推進
 - ・複合的・長期的な視点による施策の推進
 - ・防災人材の育成と確保 ・民間投資の活用
 - ・施策の重点化や進捗管理を通じた施策の推進及び見直し
 - ・ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
 - ・平時からの有効活用 ・広域連携体制の構築

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害の甚大な被害を回避するために、現行の施策で足りるか、どこに脆弱性があるかを明らかにする。

2 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定

- 社会情勢の変化や災害から得られた知見等を反映**
- 4つの基本目標を踏まえ、大規模自然災害を想定して具体化した8つの事前に備えるべき目標の**見直し**
 - ・**直接死を最大限防ぐ** など
- リスクシナリオの見直し（39→40）**
 - ・**突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生** など

3 施策分野の設定

- 7つの個別施策分野を設定
 - ①行政機能／警察・消防等 **△防災教育等**
 - ②住宅・都市・住環境
 - ③保健医療・福祉
 - ④産業・エネルギー
 - ⑤情報通信・交通・物流
 - ⑥農林水産
 - ⑦国土保全
- 5つの横断的の分野を設定
 - ①リスクコミュニケーション
 - ②人材育成 ③官民連携
 - ④老朽化対策 ⑤研究開発

4 脆弱性評価結果

- リスクシナリオごと、施策分野ごとに、現行施策のリスクへの対応力について分析・評価

<評価結果のポイント>

- ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進が必要
- 関係機関等との連携が必要

第4章 茨城県における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価を基に対処方策を検討し、施策分野ごとに目標を達成するための推進方針をとりまとめ

1 個別施策分野(7分野)ごとの推進方針

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	② 住宅・都市・住環境	③ 保健医療・福祉
<p>○防災拠点機能の確保 ○地域防災力の強化 ○公立学校等における防災教育 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・<u>防災拠点となる公共施設の耐震化率:</u> <u>94.8% (R2)→95.1% (R7)</u></p> <p>・<u>消防団員数の充足率:</u> <u>86.7% (R2)→90% (R9)</u> など</p>	<p>○住宅、建築物等の耐震化等 ○上下水道施設の耐震化等 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・<u>公立小中学校の耐震化率:</u> <u>99.7% (R2)→100% (R7)</u></p> <p>・<u>下水道施設の改築率:</u> <u>34.2% (R2)→62.8% (R7)</u> など</p>	<p>○災害拠点病院等の機能強化 ○避難行動要支援者対策 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・<u>県内全病院の耐震化率:</u> <u>80.5% (R2)→83.3% (R7)</u></p> <p>・<u>災害時避難行動要支援者個別避難計画策定</u> <u>市町村数:35市町村 (R2)→44市町村 (R5)</u> など</p>
④ 産業・エネルギー	⑤ 情報通信・交通・物流	⑥ 農林水産
<p>○事業者への融資制度の整備 ○大規模災害発生時の緊急給油対策 など</p>	<p>○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○<u>道路等の緊急輸送体制の整備等</u> など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・<u>「茨城県道路整備プログラム」整備目標値:</u> <u>18箇所 (R2)→115箇所 (R6)</u> など</p>	<p>○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・<u>森林整備面積:1,375ha (R2)→1510ha (R6)</u> など</p>

⑦ 国土保全

- 河川改修等の治水対策
○総合的な土砂災害対策の推進
○流域治水プロジェクトの推進 など
- 【数値目標】
- ・河川改修率:58.1% (R2)→58.9% (R7)
- ・土砂災害防止施設の整備率:
24.6% (R2)→25.4% (R7) など

2 横断的分野(5分野)

1 リスクコミュニケーション

- 自助・共助・公助の適切な組合せ など
- 【数値目標】
- ・災害ハザード内の自主防災組織の活動力
バー率:83.0% (R2)→100% (R7) など

2 人材育成

- 防災機関等の人材育成 など

3 官民連携

- 業務継続及び災害情報の活用 など

4 老朽化対策

- 公共施設等の長寿命化対策 など

5 研究開発

- 県内の各研究機関や各大学との連携強化 など

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進期間

- 当初の推進期間は、平成29年度から令和3年度まで
- 改定後の推進期間は、令和4年度から令和7年度

2 施策の推進と重点化

- 進捗管理を行うとともに、取組の効果を検証し、必要に応じて重要業績指標の見直しを検討

- 影響の大きさ、緊急度等を考慮し、リスクシナリオごとに優先して実施すべき13の重点プログラムを見直し